

2017年9月29日

## 台風18号により被災された皆様へ

### コープ共済掛金の特別措置について

このたびの台風18号により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この災害に伴い、日本コープ共済生活協同組合連合会より、2017年9月以降、大分県の一部の地域（佐伯市、津久見市）に居住する共済契約者様に、共済掛金の払込猶予期間延長の取り扱いをします。

下記の特別措置の内容に該当する方がおられましたら、グリーンコープ生協おおいた大分県南支部（TEL0972-82-1400）に、ご連絡をお願いします。

#### (1) 対象地域

**【大分県】**: 佐伯市（さいきし）、津久見市（つくみし）

#### (2) 対象商品

- 1) 《たすけあい》《あいぷらす》《個人賠償責任保険》《終身生命》《終身医療》を対象とします。
- 2) 《火災共済》は、全国労働者共済生活協同組合連合会の取り扱い基準（災害救助法の適用に関わらず、災害の程度により、都度、掛金払込猶予期間の延長を設けるかどうかを判断）に準じることとします。

#### (3) 内容

- 1) 2017年9月に対象地域で被災のため、共済契約者より継続希望の申し出があった場合、2018年2月引落日まで、共済掛金の払込猶予期間延長を行います。
- 2) 2018年3月5日引落しの《たすけあい》《あいぷらす》《個人賠償責任保険》、2018年3月26日引落しの《終身生命》《終身医療》は未収分を一括請求します。
- 3) 2018年2月以前に共済請求を再開される場合は、グリーンコープ生協おおいた 大分県南支部（TEL0972-82-1400）まで、ご連絡をお願いします。